

知覧飛行場跡における戦跡考古学の現状と課題

上田耕・坂元恒太・大山勇作

はじめに

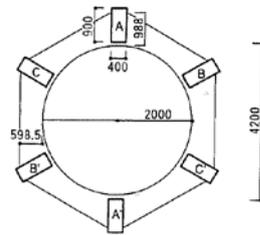
近現代の遺跡は、従来、埋蔵文化財行政の分野においては、周知の埋蔵文化財包蔵地として取り扱うかどうかその地域の歴史的特性に委ねられてきていた。しかし近年は、戦争遺跡を保護の対象として扱う意識が高まっている。

本稿は、南九州市の近現代史にとって重要な知覧飛行場跡が、戦争遺跡としてどのように取り扱われてきたのか、その経緯をまとめ、考古学的研究の現状と課題について考えてみたい。

1. 知覧飛行場跡における戦跡考古学史

(1) 戦跡考古学前史

まず、自治体が編纂する町誌において、知覧飛行場跡がどのように扱われていたのかをみる。『知覧町郷土誌』昭和57(1982)年版では、第五編近代・現代の第七章第六節文化財の中に、「文化財の指定」という章立てがある。9つの項目について記述がある中で、「八、特攻勇士顕彰のために ア給水塔(1)世界の戦史にない特攻作戦に散った勇士をしのぶよすがとして、知覧特攻基地の代表的な遺跡である給水塔を町の文化財に指定した。」と記されている。給水塔は、旧知覧飛行場給水塔という名称で、1978(昭和53)年5月11日付けで知覧町指定文化財(史跡)に指定されている(図1)。知覧町では、知覧飛行場跡に残る遺構を、戦後約30年の段階で遺跡として保護の対象として捉えていたことがわかる。戦争遺跡の文化財指定については、沖縄県南風原町が指定した沖縄陸軍病院南風原壕が知られているが、南風原町の指定は1990(平成2)年である。知覧飛行場跡の給水塔は、全国的にみても、かなり早い段階に指定された戦争遺跡である。



柱、 繋ぎ梁(スラブ)の平面

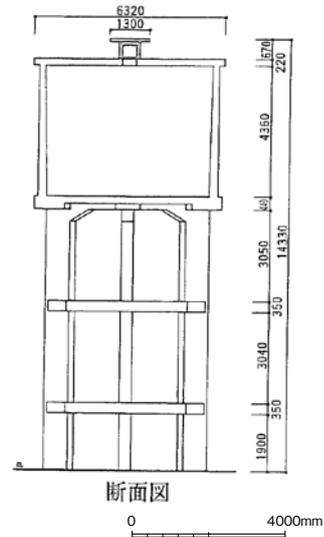


図1 給水塔跡実測図
(鹿児島大学工学部建築学科編1997)

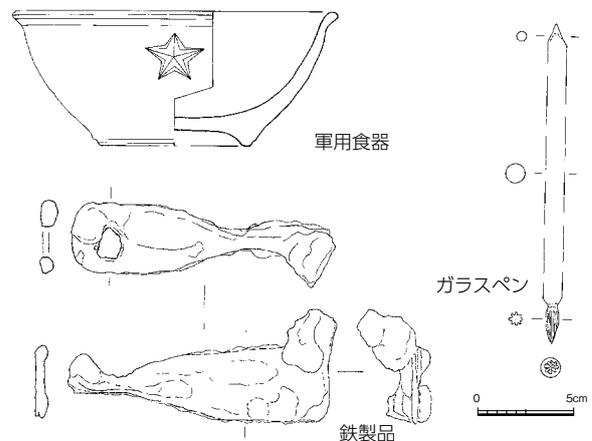


図2 知覧城跡からの出土遺物

(2) 戦跡考古学の萌芽

1998（平成10）年に行われた国指定史跡知覧城跡の空堀跡の発掘調査（上田ほか2006）で、太平洋戦争中の遺物とみられる、星型の刻印のある軍用食器、青色のガラスペン、鉄製品が出土した（図2）。知覧城跡は、中世に築かれた山城であるが、太平洋戦争末期、曲輪の斜面に防空壕が掘られ、飛行機の発動機の整備工場に使用された。知覧城跡には、防空壕が多数残る。現在その多くは中に入ることにはできないが、先述の『知覧町郷土誌』昭和57（1982）年版には、防空壕の入口内部の写真が掲載されている。また、空堀の一部には、当時のものとみられる、敷き詰められた玉石が残っている。

2001（平成13）年、八巻聡（現、知覧特攻平和会館専門員）は、鹿児島県内の航空基地を踏査して、飛行場配置図と現状の写真を冊子にまとめた（八巻2001、2005）。知覧飛行場跡についても、他の航空基地と同様に、飛行場の模式図と、残存する主なコンクリート構築物などの写真が掲載されている。八巻の網羅的な研究により、知覧飛行場跡を戦争考古学という視点で捉えていく気運が高まった。八巻はその後、知覧特攻平和会館専門員となる。2004（平成16）年に知覧特攻慰霊顕彰会が発行した『魂魄の記録』には、八巻も編集に関わり、知覧飛行場跡における各遺構の詳しい位置図を掲載した。

2009（平成21）年には、南薩縦貫道建設のため、南九州市教育委員会文化財課と鹿児島県教育庁文化財課による事前協議により、知覧飛行場跡が周知の遺跡として登録され、保護されるべき埋蔵文化財の対象として取り扱いがなされるようになった。



図3 三角兵舎跡の出土遺物

(3) 戦跡考古学の進展

知覧飛行場跡における初めての発掘調査は、2013（平成25）年3月、南九州市教育委員会文化財課の行った、魅力ある観光地づくり事業に伴う三角兵舎跡の確認調査である（上田ほか2015）。空中写真をもとに、遺構の存在が推測される場所に設けた4箇所の特レンチ調査により、約4m×30mの規模とみられる竪穴状の遺構の隅部を検出した。兵舎の入口付近の床面に近い層位からは、航法計算盤、ガイシと銅線、ボタン、蝶番、鉄釘、ガラス瓶、レコード盤、歯ブラシなどが出土した（図3）。

2例目の発掘調査は、2013（平成25）年10月の指宿南九州消防組合消防署建設に伴う試掘調査、2014（平成26）年2月の確認調査である（上田ほか2015）。調査の結果、火山灰土層であるアカホヤ層の塊やコラ層の塊が入り混じり堆積している地層が見られた。この段階では、戦後の土地改良による攪乱の可能性も考えられたが、後に、飛行場建設時の造成土であると結論付けられることになる。

3例目は、2014（平成26）年1月から2月にかけて行われた観光整備に伴う掩体壕の確認調査である（上田ほか2015）。馬蹄形を呈する遺構で、片方の先端部が削平された状態であったが、保存を前提とした開発であるため、平坦面と土塁の特レンチ調査を行うことと、25cm間隔の等高線による平面図及び断面図を作成した。

4例目は、2014（平成26）年1月から3月に県文化財課が行った南薩縦貫道建設に伴う試掘調査、5月の確認調査（辻ほか2014）で、滑走路跡と考えられる硬化面、コンクリート製水路などが発見された。

5例目は、2014（平成26）年9月から翌年3月に県から委託されて市文化財課が実施した南薩縦貫建設に伴う本調査である（上田ほか2016）。この調査により、火山灰土層を含む攪乱土が規則的に斜めに堆積する地層が広範囲にわたって発見され、起伏のあった旧地形を平坦化するために、飛行場建設時に行われた大規模な造成土であることが判明した（図4）。また、この調査では、硬化面、コンクリート製の水路跡（図5）、飛行場建設により立ち退いた屋敷や畑跡が検出されている。

6例目は、2015（平成27）年2月と5月から10月にかけて県立埋蔵文化財センターが行った南薩縦貫道建設に伴う本調査である（福永ほか2017）。調査の結果、硬化面や、コンクリート製基盤のある水路跡、コンクリート製の溜枳、土側溝、境界用地、誘導路に附属する溝跡が検出された。遺物としては、金属製品やガイシのほか、本居宣長の古歌「敷島の 大和心を人とはば 朝日におう山桜花」と記された統制食器が出土している。

また、他にも、民間開発に伴う試掘調査や、工事立会など複数の事例があるが、遺構・遺物の発見には至っていない。

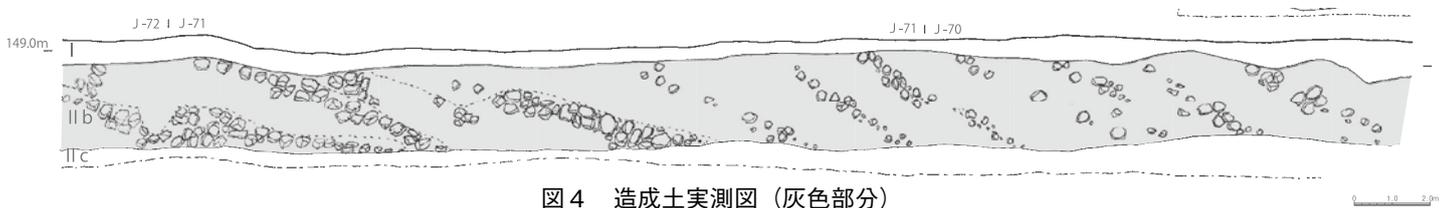


図4 造成土実測図（灰色部分）

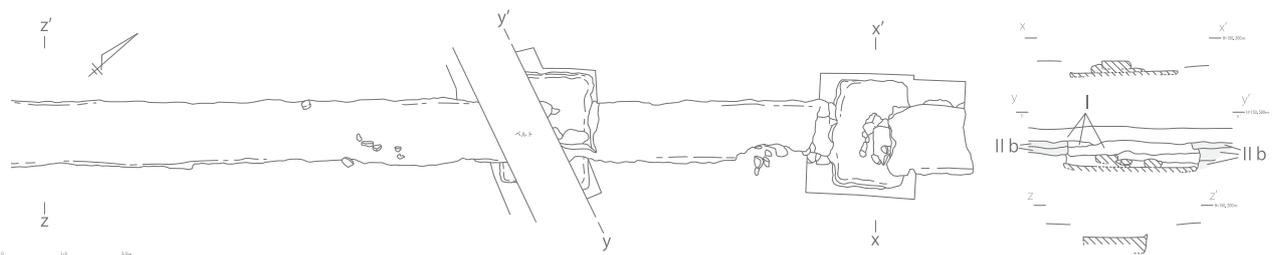


図5 水路跡実測図

2. 知覧飛行場跡の現状

(1) 発掘調査された場所と残存状況

知覧飛行場跡のエリアを、仮に次のように分けて整理する。

- A 知覧教育隊関係施設群エリア
- B 飛行場用地エリア
- C カモメ誘導路エリア
- D ハト誘導路エリア
- E ツバメ誘導路エリア
- F 三角兵舎群エリア
- G 知覧分廠エリア
- H 集団司令部エリア

知覧教育隊関係施設群エリアでは、これまで発掘調査はなされていない。いくつかのコンクリート構築物が残存する。

指宿南九州消防署建設及び、南薩縦貫道建設に伴う一連の発掘調査は、飛行場用地エリアでの調査である。このエリアでは、造成土、硬化面、水路跡が検出された。今後、この区域での開発行為に対しては、これらの遺構・痕跡の有無が調査対象となる。

大字西元のカモメ誘導路エリアでは、掩体壕1基、三角兵舎跡1基の確認調査が市文化財課により行われている。この他にも、これらの遺構や誘導路跡の遺構が群として点在する。付近には、戦闘指揮所跡や通信司令部跡、米軍機墜落地点などがある。

大字瀬世を中心としたハト誘導路エリアでは、掩体壕の遺構はほぼ消失している。集団司令部跡や防空壕などは未調査であるが、遺構が残存している可能性がある。

大字永里のツバメ誘導路エリアでは、集落周辺の山裾付近に、掩体壕や誘導路跡の遺構が存在している。太陽光発電建設に伴い、掩体壕1基の測量調査が市文化財課により行われている。

知覧城跡内にあった知覧分廠では、当時の遺物が出土している。また、防空壕も残る。川辺町に移転した集団司令部の地下壕は、市文化財課による測量調査が行われている。

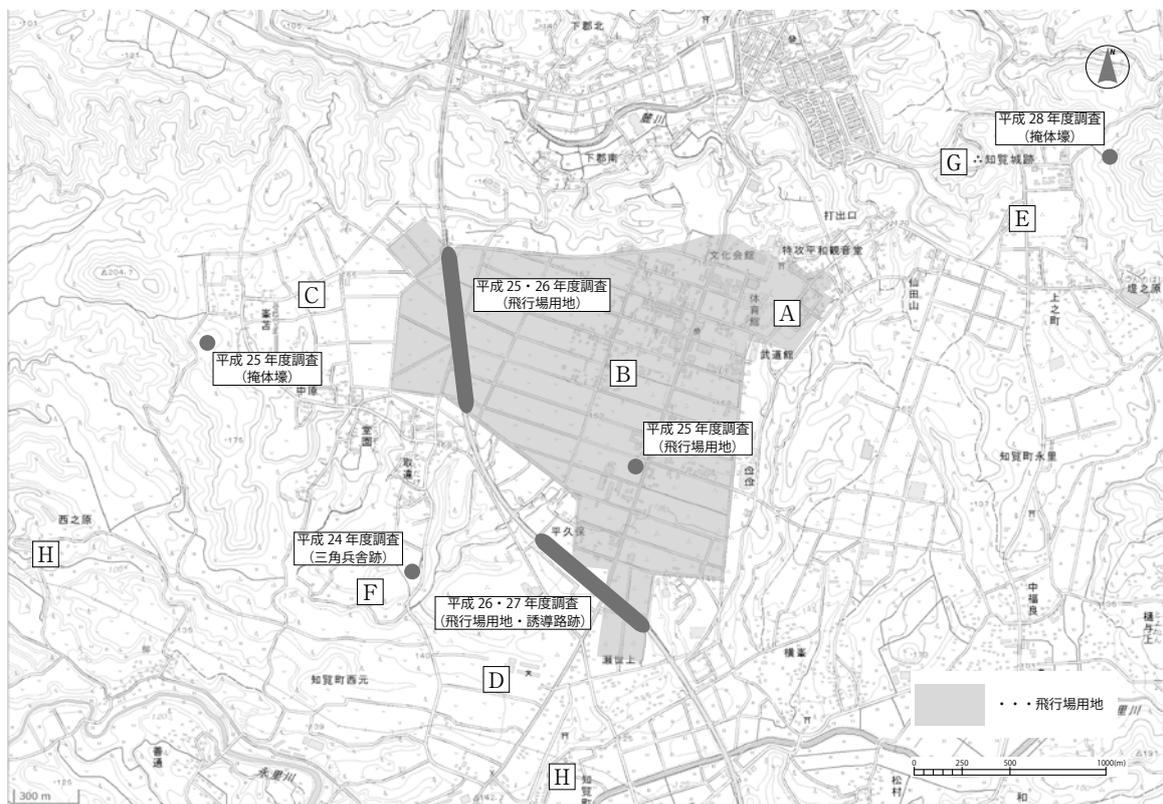


図6 知覧飛行場跡における調査位置図（アルファベットは各エリア）

(2) 文化財としての評価

文化財としての指定・登録は、いずれも知覧教育隊関係施設群エリアに残るコンクリート製の建造物である。1978（昭和53）年に給水塔跡が市の史跡として指定されて以降、しばらく指定等の動きはなかったが、2007（平成19）年に、防火水槽、弾薬庫、着陸訓練施設鎮礎のコンクリート構築物が国登録有形文化財に登録、2015（平成27）年には、油脂庫（写真1）が市の史跡に指定された。このように、コンクリート構築物は、市指定文化財（史跡）と、国登録有形文化財（建造物）の2つの区分で評価されている。

給水塔は、知覧町の公有地内にあったことから、早くから指定されて、知覧飛行場跡のランドマークとしての役割を果たしてきた。油脂庫は、米軍の機銃掃射による円錐状の窪みが壁面にみられる。原位置を動いていないことから、当時の米軍機の攻撃方向まで推測することができる。

弾薬庫、防火水槽は、私有地から公有地に移設保存されたものである。原位置にはないため、史跡ではなく有形文化財（建造物）の区分であるが、着陸訓練施設跡鎮礎は、原位置を留めているものであり、将来的には市指定文化財（史跡）への指定を積極的に検討することについては一考の余地がある。

未指定のものは、知覧教育隊関連の建造物のコンクリート基礎（写真2）、移設保存されている知覧飛行場の門柱（写真3）、知覧特攻平和観音堂の境内の一部に再利用されている知覧飛行場施設跡、飛行場敷地の境界を示していた現地に残る境界標柱（写真4）がある。その他、関連建造物として、航空機の部品を製作していた知覧航空工業株式会社の建物が、現在でも工務店事務所として使用されている。これらについても、将来に保存していくための仕組み作りのためには、指定文化財への候補物件として調査を進めていくことも重要であろう。



写真1 油脂庫



写真2 知覧教育隊建物の基礎部分



写真3 知覧飛行場の門柱



写真4 境界標柱

(3) 考古学的な研究事例—掩体壕の調査—

知覧飛行場において掩体壕の建設が始まったのは、昭和19(1944)年夏頃からといわれている。各掩体壕は、カモメ・ツバメ・ハト誘導路の各エリア沿いに建設された。昭和20(1945)年7月22日に米軍が撮影した空中写真からは約90基の掩体壕を確認できる。

空中写真や後述する掩体壕の調査を踏まえると、知覧飛行場に築かれた掩体壕はその機能や建設方法から、以下の2つの組み合わせにより分類することができる。

A：有蓋型 B：無蓋型

a：盛土型 b：切土型 c：切土・盛土複合型

考古学的な調査が行われた事例は、2013(平成25)年度の魅力ある観光地づくり事業に伴い、カモメ誘導路エリアで峯苔集落近くに築かれた掩体壕(知覧町西元)の発掘調査である(図7)。

この掩体壕は馬蹄形を呈しており、土塁は固く締まりのある火山灰土層を利用して、一方は切り土、もう一方は盛土によって築かれ、屋根を持たないものであることから、B-c型(無蓋切土・盛土複合型)である。規模は、幅約29m、奥行き約24m、高さ約2.5mであった。当時は木の枝などをかぶせて偽装していたという。

付近は北側から掩体壕部分へかけて丘状にやや高くなり、掩体壕部分から南側へかけて低く傾斜している場所を選地している。土塁を造成するにあたり、北側付近の土を掘って土を盛土されていた。

内部床面は、固く締りのある火山灰土層まで掘削してから利用していることがわかった。車輪留めなどの遺構の存在や、轍の痕跡は確認できなかった。表土中と床面直上から遺物が2点出土した。掩体壕の南側には、土塁に昇降したとみられるスロープがあった。

また、周辺には人が一人隠れることのできる人員用掩壕(タコツボ)が5基確認された。

2016(平成28)年度には、太陽光発電設備の建設による地形改変のため、ツバメ誘導路エリ

ア東側の掩体壕(知覧町永里)の地形測量が行われた(図8)。

知覧飛行場に建設された掩体壕の多くは、空中写真を見る限りB-a型(無蓋盛土型)が多数であるが、このとき調査した掩体壕はA-a型(有蓋切土型)で、アーチ状に造られた木製の屋根を持ち、その上には土をかぶせて野草を生やして偽装していたようである。大きさは、幅が約25m、奥行きが約38mとのもと同じ馬蹄形となっているが若干幅が狭く、奥行きが広がっている。調査では屋根を支えた柱跡を確認できなかったが、同様に山裾を利用して造られた南側のもう1基の掩体壕には周囲に柱穴を確認することができることから、床面より一段上には柱が設置されていたものと推測される。

調査対象の掩体壕は山裾の谷地形を利用して造られていることから、誘導路側には雨裂が見られ、延長上にはコンクリート片が周囲に分布していた。したがって、掩体壕内に雨水が侵入して地盤が不安定になるためにコンクリートを打設したものであると推測される。

戦後、知覧飛行場の掩体壕は誘導路とともに解体、撤去された。1947(昭和22)年9月18日米軍撮影の空中写真を観察すると、一部を除いて元の畑地に戻っている様子を確認することができる。現在においては10基程度の掩体壕が残存しているのみである。

掩体壕は地表面に露出する戦争遺構であることから、今後、風雨等の侵食による自然的要因、開発等による人工的要因によって失われていく可能性がある。したがって、悉皆調査を行ってそれぞれの状況を把握や形式の分類など基礎的な調査を実施する必要がある。その後、重要なものについては発掘調査等を行って文化財的な評価を行い、保存や活用に向けた措置を講じていかなければならない。

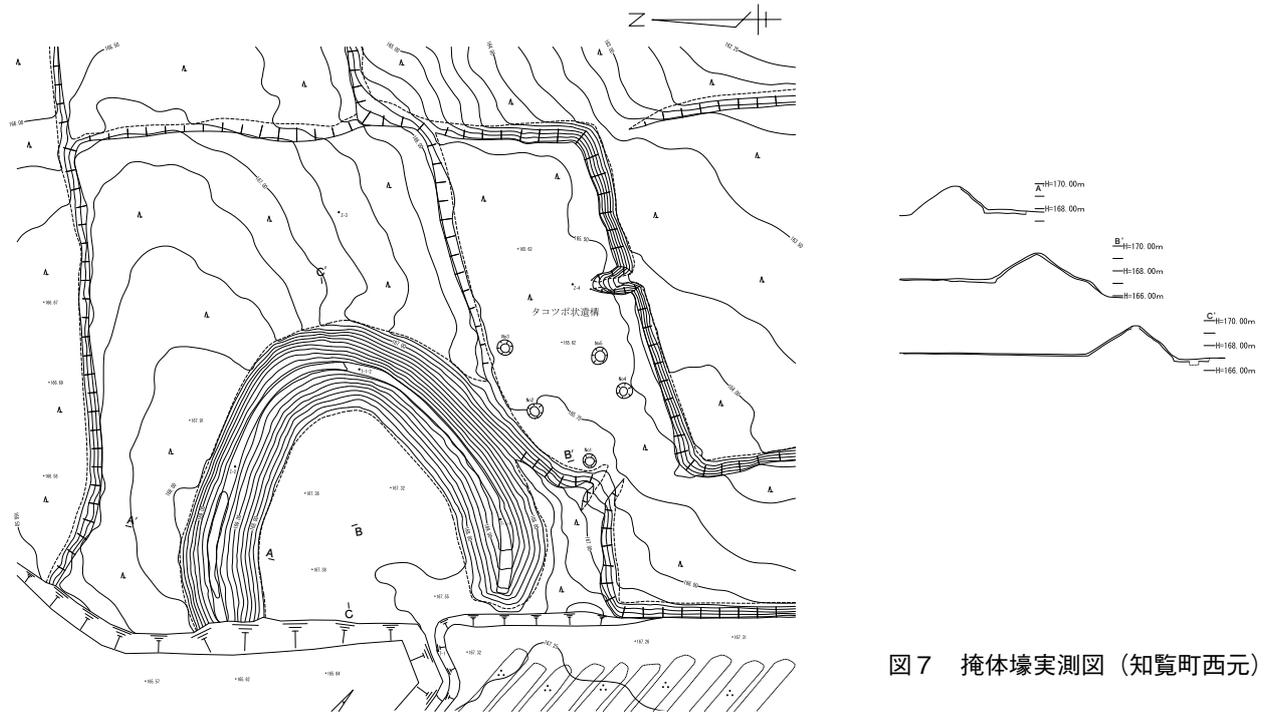


図7 掩体壕実測図（知覧町西元）

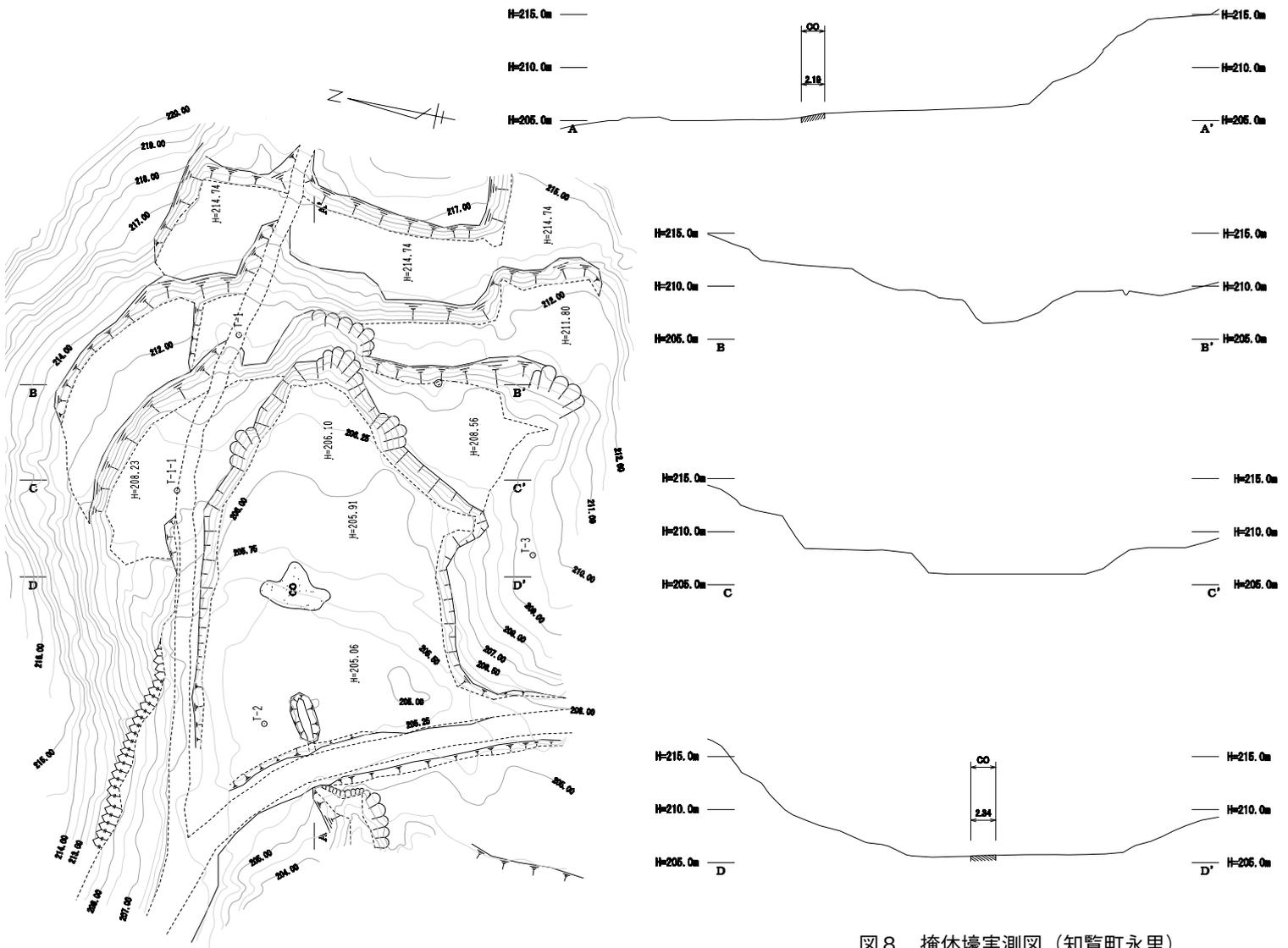
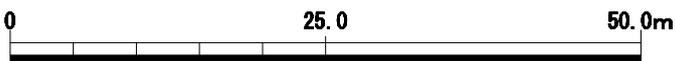


図8 掩体壕実測図（知覧町永里）



3. 今後の課題

考古学上の課題としては、滑走帯で確認された硬化面をどのように解釈するかという点がある。飛行場建設時に固めたものなのか、あるいは古道などのように、使用により踏み固められた土であるとすれば、当時の飛行機が離着陸した地面が残存しているということになる。一方で、昭和20年代のコラ除去作業時に、削り取られたコラ層の残存面を重機が往来した結果とも考えられる。

また、これまでの調査では、空襲による爆弾炸裂の痕跡を示す土坑が見つかっていない。飛行場跡の東側は市街地化しているが、西側の大部分は耕地が広がる。土の下には、爆弾炸裂痕や、米軍墜落場などが残っている可能性がある。

知覧平和公園東側には、知覧教育隊の庁舎跡などがある。地上にあるコンクリート構築物だけでなく、埋蔵文化財の保存も考えていく時期にきているように思える。

まとめ

知覧飛行場跡の遺構は、地表に見えているコンクリート構築物だけではない。市街地化した区域や耕作地、山林内には、三角兵舎跡や掩体壕が多数存在する。知らず知らずのうちに消失しないように、分布調査、試掘・確認調査、測量調査などを長期的に進めていく必要がある。また、戦争経験者からの聞き取りや日米双方の資料調査も行い、考古学との成果とあわせてより具体的な当時の状況を記録・検証していく必要がある。そして将来、知覧飛行場跡における各史跡群が、文化財として指定され、後世に伝えられていくことが望ましいと考える。

【参考文献】

- 上田耕・若松重弘・坂元恒太編（2006）『鹿児島県知覧町埋蔵文化財発掘調査報告書第12集 国指定史跡 知覧城跡（三）』知覧町教育委員会
- 上田耕・坂元恒太編（2015）『南九州市埋蔵文化財発掘調査報告書（6） 知覧飛行場跡—三角兵舎・掩体壕・滑走路跡—』南九州市教育委員会
- 上田耕・大山勇作編（2016）『南九州市埋蔵文化財発掘調査報告書（7） 知覧飛行場跡（二）』南九州市教育委員会
- 鹿児島大学工学部建築学科（1997）『知覧町指定文化財「知覧飛行場給水塔」の保存に関する修復技術の研究』
- 知覧町郷土誌編さん委員会編（1982）『知覧町郷土誌』知覧町
- 知覧特攻慰霊顕彰会編（2004）『魂魄の記録 旧陸軍特別攻撃隊知覧基地』知覧特攻平和会館
- 辻明啓・馬籠亮道（2014）「県内遺跡事前調査事業に伴う埋蔵文化財発掘調査概要報告書」『知覧飛行場跡』鹿児島県立埋蔵文化財センター
- 福永修一・有馬孝一編（2017）『鹿児島県埋蔵文化財センター発掘調査報告書（190） 知覧飛行場跡』鹿児島県立埋蔵文化財センター
- 八巻聡（2001）『鹿児島県の戦争遺跡 航空基地編』自費出版
- 八巻聡（2005）『鹿児島県の戦争遺跡 本土決戦編1』自費出版
- （うえだ・こう 南九州市文化財課文化財係長）
- （さかもと・こうた 南九州市世界の記憶推進室主査（学芸員））
- （おおやま・ゆうさく 南九州市文化財課文化財係主任主事（学芸員））

<要旨>

知覧飛行場跡では、全国に先駆けて給水塔が文化財指定されるなど、早い段階から戦争遺跡としての取り扱いがなされてきた。その後も指定・登録文化財としての評価、網羅的な飛行場施設の調査がなされて文化財保護の気運が高まりをみせており、2009（平成21）年には知覧飛行場が周知の埋蔵文化財包蔵地となったことで、飛行場と関係施設を対象にした発掘調査・測量調査が実施されるようになった。その結果、飛行場用地や掩体壕、三角兵舎跡などの発掘調査が行われて一定の成果をあげ、考古学的な蓄積が進んでいる。しかし、現状では未調査な事項、精査の必要な事項も多く、課題も残ることから今後も長期的な継続した調査を行うことが必要である。また、これまでの成果によって遺構が多く現存することは明らかであるため、開発等によって遺跡が破壊され、消失することのないよう、文化財指定を含めて後世に残すための取り組みを行うことが望ましい。

<Summary>

Current Status and Issues of the Archaeological Work in Chiran Wartime Airfield

The Chiran wartime airfield has been regarded as a World War II site for many years, with the airfield water tower being one of the first sites to be designated Cultural Property. Since that time, interest in preserving Cultural Property has grown. And with subsequent and comprehensive investigations of the airfield facilities, the value of this area being registered as Cultural Property is recognized. As the Chiran Wartime Airfield became well-known for containing buried Cultural Property in 2009 (21st Year of Heisei), survey and excavation work were implemented, focusing on the airfield and its related facilities. As a result, excavations have been carried out on the airfield, bunkers and the triangular barracks, and have proved worthwhile, and the collection of archaeological artifacts and information is progressing. Many matters still require further research, and many details still require further scrutiny, all of which require thorough investigation. It is, therefore, necessary to continue these investigations into the future. And as the work has so far clearly indicated, many archaeological remains still exist, and we must make sure they do not become compromised in any way by further development. Designating these ruins as Cultural Properties will ensure they are left to posterity.